

令和2年4月24日

定時制課程の保護者様

鳥取県立米子東高等学校長

新型コロナウイルス感染症における臨時休業について（連絡）

令和2年4月10日に県内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認され、4月16日には全国に緊急事態宣言が発令されました。生徒の健康・安全を第一に考え、多くの生徒、教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、鳥取県教育委員会からの指示を受け、下記のとおり臨時休業とすることとしましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月27日（月）から令和2年5月6日（水）まで

2 臨時休業中の授業

各科目（実技科目を除く）、臨時休業期間中に実施予定の授業回数分の課題で対応します。

3 注意事項

- (1) マスク着用、手洗い、うがい、咳エチケットを心がけ、健康に留意してください。
- (2) 人が多く集まる場所や不要不急の外出を避け、原則自宅で過ごしてください。他県へはゴールデンウィーク等の私事旅行も含め、行かないようにしてください。特に「特定警戒都道府県」に指定された都道府県に旅行（帰省も含む）された場合は、一定期間出席停止の措置をとる場合があります。
- (3) 3つの密（密閉・密集・密接）が重なるカラオケボックス・ゲームセンター等へは行かないようにしてください。
- (4) 感染者が多い都道府県から帰省される方が家族内にいらっしゃる場合、マスクの着用や部屋の換気など感染防止に留意してください。

4 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合

- (1) 「発熱・帰国者・接触者相談センター」（米子保健所内）（0859-31-0029）に連絡し、その指示に従ってください。
- (2) 万が一、新型コロナウイルス感染症への感染が判明または濃厚接触者である旨を把握した場合は、速やかに以下に連絡をお願いします。

平日 米子東高等学校（0859-22-2313）〔定時制直通〕

土日祝日 学校携帯（080-5239-7270）

※学校携帯は新型コロナウイルス感染症への感染が判明または濃厚接触者である旨を把握した場合の専用回線です。他の事由で利用しないでください。

5 学校からの連絡

学校ホームページで連絡します。